

山陰本線(鳥取駅～豊岡駅間)を利用しませんか。

山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク加盟が認定されました。

鳥取県東部地域では、余部橋梁架替を契機に兵庫県但馬地域と鳥取県東部地域が連携を深め、交流の基盤であるインフラを活用した広域観光を推進し地域振興を図ることを目的に、東部地域鉄道利用促進実行委員会(県、鳥取市、岩美町、観光・商工団体及び鉄道事業者で構成)を設置し、山陰本線を利用して旅行した団体に対して、鉄道運賃の助成を行います。

助成の対象となる団体旅行及び支援の内容などは次のとおりです。

① 助成対象旅行

- ① 6歳未満の幼児を除く4人以上の旅行であること。
- ② 乗車区間に鳥取駅～豊岡駅間が含まれており、起点の駅から上り方面への旅行であること。
- ③ 団体旅行期間が、平成24年3月31日までであること。



② 助成対象経費及び助成金

- ① 団体旅行において乗車した鳥取駅～豊岡駅間の鉄道運賃とし、特急料金は含まないものとします。
- ② 助成する金額は鉄道運賃の1/2とします。

③ 請求・手続等

- ① 助成を受けようとする方は、団体旅行を実施した後30日以内に、申請書に金額、発着駅名、参加人数の分かる領収書を添えて事務局(鳥取県企画部地域づくり支援局交通政策課 ☎ 26-7100)に提出してください。
- ② 旅行前にあらかじめ駅員配置駅で切符を購入し、その際に領収書を入手してください。
- ③ 問い合わせ先 企画財政課(☎ 73-1412)

国民
年金

こんな時には、こんな手続きを

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。次のようなときには、市町村役場へ自ら届出を行うことが必要です。忘れずに届出を行きましょう。

● 20歳になったとき

厚生年金保険や共済組合に加入していない方が、20歳になったときは、「国民年金被保険者資格取得届」。

● 会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき(厚生年金や共済組合の被保険者でなくなったとき)は、「国民年金資格取得届」。

● 収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(パート収入が130万円以上になったとき)は、「国民年金被保険者種別変更届」。

● 配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(配偶者が65歳に達して第二号被保険者でなくなったときを含む)は、「国民年金被保険者種別変更届」。

なお、会社や役所、学校などに勤めている方の被扶養配偶者になるときは、その方の勤務先へ届出を行ってください。

【問い合わせ先】

■ 役場住民生活課

保険係 ☎ 73-1415

■ 鳥取年金事務所

☎ 27-8311